

会

議

午前10時 0分開会

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第56号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第61号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第62号 下田市新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付金利子補給基金条例の制定について、議第63号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第64号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第65号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第66号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第67号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第68号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上13件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） おはようございます。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告

します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第62号 下田市新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付金利子補給基金条例の制定について。

2) 議第63号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第9号) 本委員会付託事項。

3) 議第64号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

2. 審査の経過。

11月20日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より樋口産業振興課長、井上市民保健課長、長谷川観光交流課長、白井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第62号 下田市新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付金利子補給基金条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第63号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第9号) 本委員会付託事項。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第64号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(小泉孝敬君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番(沢登英信君) 補正予算もいいんですね、一括ですよ。

補正予算の議第63号の中の観光交流課に关します事業、4250事業のO T A等広報強化事業、デジタルコンテンツP R事業がそれぞれ予算措置されているわけですが、当初の補正が2,000万円の事業が3,500万円と1,500万円増と、それからデジタルコンテンツのほうは1,000

万円が1,500万円と500万円増しているわけですが、特に近隣の山梨・長野・新潟県の県民を対象としたキャンペーンを新たに実施するんだと。G o T oキャンペーンとの併用可能の事業として増額をすると、こういう提案がされているわけですが、御案内のように、政府もG o T oキャンペーンについては一部、コロナの多発している部分については除外をしようかと、こういう状況にあると思いますが、こういう状況でこのO T Aの広報活動の強化がどうであったのかと、妥当なのかどうなのかというような疑問が当然出てこようかと思うわけですが、委員会の中でこの2点についてどのような議論がなされて、この妥当という結論を出されたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） 今の御質問は、いわゆるO T Aの事業に限った、その先のデジタルコンテンツについては、今、質問なかったかと思いますがけれども、含めてちょっと答えさせていただければと思いますけれども。

O T Aの議論については、いわゆる新潟、長野、山梨、この3県にまたがるということについて、いわゆるO T A事業を展開していこうと。期間については11月末から2月末だと。それに関わる業者が4業者があるというような議論がなされました。議員の言われる、いわゆる感染症の増えている状況の中での不安的な考え方だと思いますが、その辺の議論はなかったと思います。逆にこの新潟、長野、山梨ですか、静岡県の方でもそのこのところに限ってやっているのは、委員長の勝手な理解ですけれども、いわゆる感染症の少ないところだということを選んで、そのこの交流をやろうということで、そこで1つの観光の経済対策をやっているというふうに私自体は理解しております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 関連して質問をしたいと思います。

この2つの事業が増額されているわけですがけれども、どういう訳で増額しなければできなかったのかと。そして、この増額によってどういう効果が期待をされているのかということが当然議論の対象になったかと思うんですが、この点についてはどのような審議がされたのか、併せてお尋ねしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） OTAについては、いわゆる国のGoToですか、あれとを含めて50%ぐらいの補助を要するに公費のほうでやっていこうというような発言があったかと思います。

それと、デジタルコンテンツについては17駅、ちょっと具体的に今、17駅の名前がちょっとメモってないので申し訳ないんですけども、17駅で、期間、1週間ぐらい、動画のものをやっていこうと。その後、その動画を作成するわけですけども、駅で終わった後はホームページで流していこうと。具体的に数字的な効果というものの議論にはなりませんでした。一定の効果があるという判断を委員の皆さんはしていたかと思いますが、具体的な、数値的な目標ということも議論の中には出てきませんでした。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 県がこういう山梨・長野・新潟県の人たちを静岡県に迎え入れようと、こういう事業をやっているから、当局ベースでこの案が出てきたのかと。あるいは観光業者の方や市内の観光に携わる方々からこういう事業を拡充してほしいという、こういう経過であったのか。やはり市民の要望といいますか、あるいは業界の要望等があって、このような施策をしたのか。あるいは市当局者の発案によって、これらの事業展開といいますか、増額は必要だという判断がされたのか。そこら辺の根拠について、併せてまたお尋ねしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） そのいわゆる観光関係の業者からの要望があったかなかったかという議論はなかったんですが、当然のことですけども、その打合せはしていたという私たちは判断はしております。それでなければ、なかなか4業者に直接役所のほうからそういう製品というか、プログラムというか、例えばそういう内容は直接できるわけないわけで、観光協会との打合せは十分されているだろうと思います。当然、動画についても、やはり市独断でやっていける話ではないんで、観光協会を含めた皆さんとのお話は当然あるという前提で、私どもは審議はしました。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第56号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第57号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第58号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第59号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第60号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第61号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第63号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第9号） 本委員会付託事項。

8) 議第64号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） 人件費。

9) 議第65号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号） 人件費。

10) 議第66号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 人件費。

11) 議第67号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第3号） 人件費。

12) 議第68号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号） 人件費。

2. 審査の経過。

11月20日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平井統合政策課長、日吉総務課長、土屋防災安全課長、糸賀学校教育課長、鈴木生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

- １）議第56号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ２）議第57号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ３）議第58号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ４）議第59号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ５）議第60号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ６）議第61号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ７）議第63号 令和２年度下田市一般会計補正予算（第９号） 本委員会付託事項。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ８）議第64号 令和２年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号） 人件費。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第65号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号) 人件費。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第66号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 人件費。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第67号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算(第3号) 人件費。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第68号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号) 人件費。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(小泉孝敬君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(小泉孝敬君) 質疑はないものと認めます。

これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第56号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

1番 江田邦明君。

[1番 江田邦明君登壇]

1番(江田邦明君) 議第56号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

人事院の給与勧告は、一般職の国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを目的にしております。議員の期末手当の支給月数については、平成21年度に人事院勧告によるマイナス0.2か月の減額改定以来、平成22年度のマイナス0.15月の減額改定

を見送り、また、平成26年度以降、6回の増額改定も見送っております。過去10年以上、人事院勧告による支給月数の増減改定を見送っている議会の期末手当に対する考え方を踏襲するのであれば、私はこの議案に反対せざるを得ないと考えます。

本条例改正について減額改定の理由をコロナ禍によるものとするものであれば、私は人事院勧告によるものではなく、議員自らの任期において独自の削減、減額月数を定める特例条例により期末手当の支給月数を減額するべきと考えます。

以上、本議案に対し反対の立場で意見を申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 賛成の立場で申し述べさせていただきます。

人事院勧告の期末手当の支給割合を0.05か月分引き下げる条例については、先日の各派代表者会議で発議され、全員の意見を求め、後日の会議において、このコロナ禍の中、市民の状況を鑑みるにつけ、やむを得ないという考えで多数決により可決した議題でございます。

よって、この議案に関しては賛成といたします。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第56号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

市職員につきましては、人勸準拠ということで、いわゆる期末手当、ボーナスとも一般的には言っているようでございますが、それは現在4.5か月分、これを0.05か月分切って、4.45か月分にするんだと、こういう内容となっていようかと思えます。

議員についても人勸に準拠するという形にはなっていないけれども、この0.05か月の削減を同様にしていこうということで提案がなされてまいっているわけであります。

しかし、平成16年から20年までは3.3か月分の支給がされてまいっております。そして、平成21年から現在の3.1か月分、こういうことでございます。先ほど江田議員からも紹介がありましたように、平成26年から令和元年度までのいわゆる6年、7年度に係りましては、人勸はそれぞれ足していきますと、26年には0.15か月を増減しなさいと、計0.55か月の増減をしなさいという形になっておりますので、実態的には3.65か月支給しなさいと。人勸準拠

というのであれば、こういう支給箇月になってまいろうかと思いますが、人勤が増額勧告が出されましても、これは改定を見送り、据置きという形で3.1になってまいっているわけがあります。そして今回、0.05か月につきましては、プラスは見送るけど、マイナス部分は見送らないんだと、こういう判断であって果たしてこの判断が妥当なのかと、こういうことが問われると思うわけであります。

そして、この期末手当の支給箇月が3.1が3.05にするという、こういう形になってまいるわけであります。議員そのものが私自身が歳費を上げなければやっていけないという、こういうことではございませんが、やはり一定の年金とか、事業をやっていない、ほかに他の収入がなければ議員活動ができないという、こういう形であっては本末転倒ということになるんだらうと思うわけであります。

今回の議案はそういう意味で考えますと、やはり成り立たないといいますが、理屈が成り立たない提案になっているのではないかと思うわけです。歳費は安ければ安いほどいいんだと、こういう考え方では当然いけないのではないかと。経済社会の仕組みを見ましても、給与や歳費については当然支給を受けるべき仕組み、最低賃金制度の制度であったり、そういうものが経済の仕組みとして、社会の仕組みとしてあるわけですので、それらが無謀に破壊し、壊してしまうような削減というのはやめるべきである。市の職員や議員の歳費やボーナスが一定の他の団体職員への基準となっているというようなことから考えても、今回の議案の内容は問題の多い内容であると、こう言わざるを得ないと思います。わずか総額では22万5,000円の減額ということになるらうかと思うわけですが、やはり理屈の立たない減額というのは実施すべきではないと、こういう具合に思うわけであります。

ちなみに人勤準拠という形で、その率を考えてみますと、島田や富士市等、あるいは富士宮市におきましても、沼津や熱海におきましても4.45か月というのが率の基準になっていようかと思えます。そういう県下の自治体と比較した数字の中で、3.05にしようという提案となっているわけであります。

なお、この非常に理解が難しいといいますが、複雑になっておりますのは、議員については一般職と違って、この3.05か月に下田市で言えば15%の加算をする、1.15を掛けるというような複雑な計算式になっていることも事実でございますが、この加算率を見ましても、静岡市や他のところは15%ではなく、20%になっていると。県下で最低の加算率という率は15%だということを申し添えておきたいと思えます。

ということから、議第56号の制定については反対をするものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第56号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 議第57号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を申し上げます。

先ほどの下田市議会議員の議員報酬と同じく、人事院の給与勧告は一般職の国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを目的にしております。市三役におきましては3.95月から、人事院勧告による支給月数の増減改定を見送っている状況にございます。これまでの市三役の期末手当に対する考えを踏襲するのであれば、私はこの議案に反対せざるを得ないと考えます。

また、今回コロナ禍を理由に、人事院勧告に合わせ三役の期末手当を減額するのであれば、当然、どのような状況になったら増額するのも併せて検討するべきものと考えます。

さきの本会議におけます私からの質問に対し、当局からは増額に対しての協議はされていないとの答弁がございました。そうであるならば、現在の市三役自らの任期以降の期末手当に影響を与える本条例改正は適当ではないと判断し、本議案に対し、反対の立場で意見を申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 議第57号についてですが、人事院勧告に従い、このコロナ禍の中、市民の状況を鑑みるにつけ、早期に三役の意見を聴き、そうしたことを私は評価するとともに、この議案に関しては賛成の立場を取ります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第57号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、第56号と同じ理由でございますが、反対をするものでございます。

平成16年には、市長及び副市長、教育長の期末手当は4.4か月分ございました。21年度に4.15になり、そして22年から議員が3.1か月だったものが3.95か月にずってなって、今日まで来て、さらに0.05削減をすると、こういうことで人勸準拠だと、こういう内容になっていようかと思いますが、実態的には先ほど申しましたように、人勸準拠にはなっていないというのが実態であります。

コロナの大変な状況の中で、やはり人勸が削減しているので、同様に削減をするんだと、こういうことなのかもしれませんけれども、やはりそれは給料は安ければ安いほどいいんだと。ただ単に市民感情におもねるということで果たしていいのかと、こういう疑問に答えるものでは決してないということでございます。

そして、市三役の3.95か月というこの月数が、決して他市と比較しましても高いものではないと。むしろ安い率になっているというのが実態ではないかと思えます。そして市三役全体を合わせましても10万円足らずの金額にすれば削減額と、こういうことでは、これは単なるパフォーマンスじゃないかと、こう言わざるを得ない部分も出てくるのではないかと思えます。市長は下田モデルをつくって奮闘されてきた、こういうことからいえば、期末手当を削減するのではなく、新たなコロナの拡大と市民の経済が大変な状態、市内経済が大変になっているわけですから、そこに最大限の力を投入していくと、こういうことで、市民に市長としての責任を果たしていくと、こういうことこそ必要であって、ただ単にボーナスを削減すればいいんだと、こういう姿勢は批判がされてしかるべきだろうと思うわけであります。給与という生活の糧であります報酬等は、それは厳密に、しかも客観的に判断がされて決定

をされていくべきものではないかと、こういう具合に思うわけであります。

あしき慣例は、人勸の引上げ勧告のときには実施しないと、引下げ勧告のときだけ実施をするというような、このあしき慣習と言ってもいいべきものは、今回をもって私はやめるべきだと、そういう観点から反対をするものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第57号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第58号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

13番（沢登英信君） 議第59号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人勸準拠と言いながら、正規職員ではなく再任用される職員の形でございます。そういう意味では、61号の会計年度任用職員につきましては、期末手当の削減がないと、こういう形態になっております。そういうことから検討いたしますと、59号の再任用に関しましても、正規職員と同じように0.05か月、期末手当を削減をすると、こういうのは職員の給与実態からいって妥当ではないのではないか、0.05か月分の削減はせずに、そのまま据置くという形態を取るべきではないかと考えるものでございます。そういう観点から反対をするものでございます。

やはり職員の給与は単に成果が上がったからボーナス的に出すというのではなく、年を越える生活給的な側面が期末手当には多く含まれているわけですので、削減するということについては、特段の注意を払って、削減をしないような努力を最低限するべきであると、予算金額的には僅かとも言える金額になろうかと思いますが、姿勢の問題として削減すべきでないということはきちり言えるのではないかと思います。そういう観点から反対をするものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔 4番 渡邊照志君登壇 〕

4番（渡邊照志君） 議第60号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、59号のほうで下田市の職員の方が組合でお話をされて賛成の立場を取りました。人事院勧告に対して、このコロナ禍の中、市民の状況を鑑み、職員の立場と同様、いたし方なく、この議案に対しては賛成の立場を取ります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） それでは、暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時55分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

13番 沢登英信君。自席で結構です。

13番（沢登英信君） 第59号の反対討論をさせていただきましたが、内容的に誤解をしておりまして、期末手当の削減はないと、条文の整備をすると、こういう内容でございました。大変申し訳なく思います。反対討論をぜひ撤回させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（小泉孝敬君） ただいま13番 沢登英信君の説明どおり、条文の解釈に誤りがあったということで、反対討論を撤回するというところでございますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、沢登議員の反対討論を撤回することと決定いたしました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第59号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第60号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第61号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 下田市新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付金利子補給基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第62号 下田市新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付金利子補給基金条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第9号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第63号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第9号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第64号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第65号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第65号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第66号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第66号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第67号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第68号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

議長（小泉孝敬君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時 7分閉会